

平成26年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

公の施設における指定管理者制度の
事務の執行について

豊田市包括外部監査人
公認会計士 湯本秀之

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

公の施設における指定管理者制度の事務の執行

（2）外部監査対象期間

平成25年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成26年度

3 事件を選定した理由

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、広く市以外の団体の能力を活用することで住民サービスの向上や経費の削減を目指す指定管理者制度が導入された。市では、平成18年4月から当該制度を本格導入し（3年間）、平成21年度に更新（5年間）を行っている。平成25年度末で指定管理期間が満了し、平成26年度以降も存続する施設については、平成25年度中に指定管理者を選定している。

この指定管理者制度の導入に関しては、指定管理の範囲、選考の方法、指定管理料の設定及び精算、利用料金制度の導入、行政財産の目的外使用許可、事業報告結果の有無、所管課によるモニタリングの有無等様々な課題があり、市において、どのような運用がなされているのかを点検することは重要であると思われる。

このような状況において、市におけるこれまでの公の施設の指定管理者制度の事務の執行の成果はどのようなものであり、今後、どのような課題があるのかを検証することは意義が大きいものと判断されることから、特定の事件として選定する。

4 外部監査の方法

（1）監査の視点

公の施設における指定管理者制度の事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 指定管理者制度が、関連する法令、条例、規則等に従い適切に運用されているかどうかについて
- ② 指定管理者制度が、経済性、効率性及び有効性を考慮して運用されているかどうかについて
- ③ 公の施設が有効に利活用されているかどうかについて

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性、効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対して質問及び調査、分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設の現場視察を行った。

(3) 監査対象

ア 監査対象項目

市における指定管理者制度の運用に関する事項及び平成 26 年 4 月 1 日時点で指定管理者制度を導入している公の施設（平成 26 年度に指定管理者の選定を行う施設、譲渡等の見直し方針が示されている施設等を除く。）を監査対象とした。

監査対象施設については、予備ヒアリング等を行い、予算規模に重要性がある施設や同種、同目的の施設が複数存在するものについては代表的な施設を中心に監査を行い、「第 3 外部監査の結果」に施設ごとに監査結果を記載している。

なお、監査結果を記載していない施設においても、今回の監査結果が当該施設の管理運営等において参考になるものがあれば、参考にしていただきたい。

イ 監査対象部署

公の施設における指定管理者制度の事務の執行実績を有する部課等

5 監査テーマに対する市民の意見募集

包括外部監査のテーマについては、市が平成26年4月に広報とよた及び市ホームページを活用して、市民からの意見を募集したが、市民からの意見はなかった。

6 外部監査の実施期間

自 平成26年6月26日 至 平成27年1月23日

7 外部監査人補助者

公認会計士6名、弁護士1名

第2 外部監査の結果

監査結果のうち、合規性等についての指摘事項（指摘）は55件、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項（意見）は69件であった。

1 指定管理者制度全般について

（1）指定管理者の選定について（意見）

指定管理者の選定については、指定管理者制度導入施設のうち非公募である単独指名が約64%と公募に比して割合が高い。

公募による指定管理者の選定によれば、競争原理が働き、さらなる住民サービスの向上及び経費節減等を図ることが期待できるため、今後は、非公募単独指名の根拠に合理性の乏しいものがないかを検討し、原則公募の原点に立ち返って選定を進めていただきたい。

（2）指定管理者選定委員会について（意見）

市の指定管理者選定委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）によれば、指定管理者選定委員会において、市職員以外の委員は必須のメンバーとなっていない。

しかし、指定管理者の選定は、議論の偏りがないように、市職員だけではなく市職員以外の外部者の意見を取り入れるため、指定管理者選定委員会には、複数名以上の外部委員を必須の委員として加えるように設置要綱を改めるべきである。また、公募における審査に当たっては、透明性を確保する観点から、たとえ候補者単独で

あっても、複数名の学識経験者を委員として参加させ、審査委員会を開催するべきである。

(3) 施設使用料の徴収について（指摘）

市は、指定管理者に公の施設の使用料である公金の徴収、収納等の権限を委託しているが、再委託までは許可していない。しかし、再委託された業者が使用料の徴収を実施している事例が発生している。市の全ての指定管理者について、使用料等の公金の徴収を指定管理者が第三者に委託していないか確認すべきである。

(4) 指定管理者が徴収する公金等の検査について（意見）

指定管理者が徴収する公金等に関する市の所管課の検査において、施設に訪問し、公金等の徴収の基となる証拠資料との照合までは実施していない場合が散見された。

指定管理者の収支報告の信ぴょう性を確保するため、収支報告と証拠資料を照合する等の検査を実施されたい。

(5) 指定管理料の精算時期について（指摘）

非公募単独指名における指定管理料の剰余金の精算は翌年度に実施され、市においても翌年度の歳入とされている。

指定管理料の精算制度を維持するならば、年度収支を正しく把握するため、剰余金の精算を出納整理期間内において実施し、当年度の歳入として反映する必要がある。

(6) 指定管理者による自主事業の報告について（指摘）

指定管理者と締結している基本協定書の指定管理者自主事業実施基準によれば、指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果、経理状況等を市に報告しなければならないとされている。

しかし、指定管理者からの事業計画書や事業報告書には、自主事業を実施する場合にも、自主事業に関する記載がないものが散見された。指定管理者からの事業計画書や事業報告書に、自主事業に関する記載を求める必要がある。

(7) 自主事業における施設の使用時間について（指摘）

自主事業で施設を使用する時間については、指定管理者と締結している基本協定書の指定管理者自主事業実施基準に定められている。

市が自主事業の標準的な使用時間（年当たり 300 時間）を示しているものの、施設ごとの利用状況等により、各所管課において自主事業の使用時間を決めることとされている。

しかし、自主事業の使用時間として、標準的な使用時間（年当たり 300 時間）をそのまま規定している施設が散見された。自主事業の使用時間は、一般利用者の利用を妨げない範囲内において、施設の有効活用に資する時間設定が望ましく、施設ごとの利用状況等により、個別に判断されるべきである。

また、このように定めた自主事業の使用時間は、基本協定書において自主事業に関する実施基準として規定し、これを指定管理者に遵守させる必要がある。

(8) 指定管理者の事業報告書の形式について（意見）

非公募単独指名の場合で、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱別表に規定されている特定協会公社等が指定管理者となっている場合において、指定管理業務に係る人件費に対して、指定管理料ではなく、市から補助金が交付されている。

当該人件費補助金について、指定管理者の収支計算書上は、人件費補助金収入が収入に表示されず、見合いの人件費も計上されていない場合が散見された。

指定管理者の事業規模においては、人件費補助金収入と人件費は重要な金額であり、それを総額で表示しなければ指定管理者の業務全体を理解することはできない。人件費部分も収支計算書に表示することを検討されたい。

(9) 人件費補助金について（意見）

「(8)」の人件費補助金の交付については、指定管理料の積算において重要な項目であるはずの人件費が含まれていないため、指定管理業務に対する適正な評価ができない状態である。

したがって、指定管理業務に係る人件費については、補助金として交付するのではなく、指定管理料に含めて積算することが必要である。

(10) 公の施設で提供する食堂業務収入について（意見）

公の施設で提供される食堂業務から生じる収入は、従来から指定管理者の収入とされてきた。

平成 26 年度において、管理運營業務仕様書上で指定管理業務として明示されたが、食堂業務から生じる収入が公金であるかどうかなどその性質が明確となっていない。

他の地方公共団体においては、公の施設の設置条例において食堂での食事料金を明示し、公金である使用料として取り扱っているところもある。市として、どうい理由で食堂業務収入が指定管理者の収入となるのか明確にしておく必要がある。

(11) 公の施設における自動販売機設置の形態等について（意見）

公の施設に飲料水等の自動販売機が設置されていることがあるが、これは、市が指定管理者に施設の目的外使用許可を与えた上で、指定管理者が自動販売機設置業者と契約し、設置しているものがほとんどである。

しかし、行政財産目的外使用許可の許可条件として、使用物件を他の者に転貸することを禁じており、指定管理者と飲料水等の自動販売機設置業者との契約がこの転貸に当たるのではないかという懸念が生じる。

したがって、施設に自動販売機を設置する場合には、市が直接、自動販売機設置業者に使用許可を与える等の方法を検討することが必要である。

また、年間に数十万人超の利用者がある施設では、自動販売機の設置により、剰余金が発生することが見込まれる。このような場合には、市としての歳入確保（あるいは歳出削減）として活用するようなことも検討する必要がある。

2 株式会社とよた山里ホールディングスについて

株式会社とよた山里ホールディングス及び4 関連支所共通問題事項

ア 業務記録について（指摘）

株式会社とよた山里ホールディングス（以下「山里HD」という。）の各子会社に対する経営指導内容や実施業務を明確に記した業務記録が存在していないため、業務記録の適切な作成及び保存を行うべきである。

イ 経営指導料・業務委託料の負担額の算定について（意見）

山里HDが各子会社に負担させている経営指導料・業務委託料の総額については、山里HDの年間経費予算合計のうち、業務割合に応じて経営指導料と業務委託料とに按分を実施し、配賦については、上記にて算定された総額について、半

分は各子会社の売上割合にて、半分は各子会社の人員割合にて配賦を行う。

経営指導料については、純粋持株会社では通常、子会社の利益や売上高の増加等の対価費用となると考えられるため、売上高や利益に掛け率を乗じて経営指導料を算定すべきと考えられる。

ウ 継続的収益使用事業について

(ア) 継続的収益使用事業の位置付けについて（意見）

山里HDにおける事業概念として平成26年度から継続的収益使用事業が導入されている。継続的収益使用事業とは、年間を通じて継続的に行われる収益事業（食品製造業、飲食店業、物品販売業等）のうち、継続的収益使用事業実施許可要綱で継続的収益使用事業実施施設として許可された施設で行われる事業であると考えられる。

継続的収益使用事業は、時間的制限のない自主事業と同様であると考えられるため、収益事業における自主事業及び継続的収益使用事業の定義や両者の区分を明確にする必要がある。また、継続的収益使用事業の実施が指定管理事業の遂行の妨げになっていないかどうかについて、所管支所によるモニタリングが必要になると考えられる。

(イ) 継続的収益使用事業の負担割合について（指摘）

継続的収益使用事業から発生する費用や投資について、事業者負担となるか市負担となるかの区分基準等は、現状明確な規程が存在しておらず、各支所において取扱いが異なっている。

今後の指定管理料の積算や、新規投資及び取替投資の際の混乱を避けるためにも、基準や規程を作成すべきであると考えられる。

エ 指定管理者の選定について（意見）

現在、山里HD傘下の子会社に対して、市の指定管理者の選定は非公募とされ、単独指名されている。

山里HD傘下の子会社の実施している事業は、単純な利益の追求を主目的としていないとしても、一般の民間事業者でも一定の条件の下、実施可能な業務であり、これを単独指名する合理性はないと考える。

次回の選定では、地域の公益性を含めた事業運営（地産地消等、コスト面だけ

ではなく地域活性化等を勘案した事業運営)に配慮しつつ、原則である公募による競争原理を働かせてもらいたい。

3 旭支所の所管施設について

豊田市旭高原自然活用村

ア 指定管理者の選定方法について（意見）

豊田市旭高原自然活用村（以下「自然活用村」という。）については、株式会社旭高原が指定管理者として非公募にて選定されている。

施設の目的を効果的かつ効率的に達成するために参入業者の門戸を広げた指定管理者制度の趣旨からすれば、専門的知識及び経験を有する他の団体の参入を阻むべきではないといえる。

よって、地域の公益性を含めた事業運営に配慮しつつ、自然活用村の指定管理者の選定方法については、原則である公募によることを検討されたい。

イ 利用料金の後払について（指摘）

自然活用村においては、有料利用施設の利用に際して利用者は指定管理者に対して利用料金を納付しなければならないが、利用日当日までではなく、後日に指定口座への振込が行われているケースが見受けられた。

条例においては、利用料金の後払についての規定がなく、利用料金については前払又は利用当日での納付しか認められていない。

よって、今後は利用料金の後払を認めず、条例どおり利用日当日までに利用料金を徴収するよう改善されたい。

ウ シーズン外でのイベントの実施について（意見）

冬季のみの利用となる雪の広場においては、営業努力により平成 25 年度の利用者数は 3 万 7 千人を超えており、非常に利用人数が増加している。シーズン外でのイベントの企画など、各施設の稼働率をさらに高める企画を検討されたい。

エ 再委託業務の契約形態について（意見）

指定管理者である株式会社旭高原は、消防用設備保守点検業務、自家用電気工

作物保安管理業務等について業務の再委託を行っている。

再委託業務に係る契約費用については、指定管理料の中に含まれており、指定管理者は再委託が必要な業務について年度ごとに再委託契約を締結している。

コスト削減や安定したサービスの供給を図るため、複数年による業務委託契約を締結し、単年契約に比べてより低額での落札や長期に渡る安定したサービスを受けることについて検討されたい。

オ 市所有の備品管理について（指摘）

休憩所として設置されているコッキーハウスにおいては、市の所有である冷蔵庫、流し台及び調理台が設置されている。コッキーハウス内にある冷蔵庫2台について現場視察の際に市の備品シールが貼付されているかを確認したが、市の備品であることを示す備品シールは貼付されていなかった。

よって、市の所有する備品であることを明示するための備品シールを貼付するよう早急に対応されたい。

4 足助支所の所管施設について

(1) 豊田市香嵐溪施設

ア 茶室助庵の利用促進について（意見）

香嵐溪施設の一つである茶室助庵は、平成26年度より利用料金制度が導入されているが、利用料金収入はゼロである。

そのため、今後、茶室以外の施設の活用方法についても検討し、利用者数の増加に努めるべきであると考えられる。

イ 足助交流館駐車場の管理期間について（指摘）

足助交流館駐車場は、11月及び2月第2土曜日から3月第1日曜日までの期間（以下「繁忙期」という。）については、有料駐車場として指定管理者である株式会社三州足助公社（以下「公社」という。）によって管理がなされている。

一方で、繁忙期以外の期間については公益財団法人豊田文化振興財団が当該駐車場を管理しているが、業務仕様書上、当該部分の記載がないため、駐車場内の管理や事故管理等についての責任所属が曖昧な部分が存在する。

そのため、今後、繁忙期については指定管理者として公社が、繁忙期以外につ

いては指定管理者として公益財団法人豊田文化振興財団が駐車場内の管理を行う旨を業務仕様書上明記する必要があると考えられる。

ウ 川見茶屋及び足助村の施設管理について

(ア) 指定管理施設の転貸について（指摘）

川見茶屋及び足助村においては、指定管理者である公社が再委託先として他の事業者を選定し、実際は他の事業者が管理・運営を実施している。

しかし、公社と再委託先である業者との間においては、業務委託契約ではなく、賃貸借契約が締結されていた。豊田市香嵐渓施設条例において、事業者が香嵐渓施設を転貸してはならない旨の記載があり、上記の賃貸借契約については、当該条例違反であった。

なお、平成 26 年度は、再委託先と市の直接的な契約となったため、当該問題点は是正されている。

(イ) 賃借料について（指摘）

上記の賃貸借契約において、公社へ再委託先から課税売上高の 12.5%が賃借料として支払われている。一方で、課税売上高の 8%については公社から市へ使用料として支払われることとなっている。

仮に、市が、川見茶屋について再委託先に指定管理をさせた場合、再委託先の負担としては、公社の利益部分だけ軽減されるため、効率的かつ効果的に施設管理を行うには公社を通さない直接的な契約によるべきである。

なお、平成 26 年度は、再委託先と市の直接的な契約となったため、当該問題点は是正されている。

エ 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について（指摘）

平成 26 年度の指定管理料の積算において、公社から山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託料については、全額、香嵐渓施設の管理上発生する経費として計上されている。

公社の他の指定管理施設（豊田市百年草（老人デイサービスセンターを除く。）及び城跡公園足助城）に対しても上記の経営指導料・給料計算業務委託料を負担させて積算を実施すべきと考えられる。

オ 継続的収益使用事業について

(ア) 継続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分（指摘）

継続的収益使用事業については、事業経費及び投資についての負担関係及び負担割合について明確な規程がないため、継続的収益使用事業に負担させる経費項目及び負担割合について明確な規程を設けるように、是正する必要がある。

(イ) 継続的収益使用事業の対象事業について（意見）

継続的収益使用事業については、市が対象施設を決定し、継続的収益使用事業許可要綱にて対象施設を明記している。しかし、市が継続的収益使用事業の対象施設の選定を行う明確な基準がなく、選定資料についても存在しないため、選定した経緯や意図が客観的に判断できない状況である。

よって、今後対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。

カ 備品の管理及び備品の廃却処理について（指摘）

香嵐溪施設において、貸与備品の管理状況の確認を行ったところ、備品の棚卸しは実施されておらず、備品台帳への記載漏れ、備品シールの貼付漏れ、対象備品の特定困難等の状況が複数見受けられた。また、廃却予定資産の中には屋外に放置された資産も存在し、その廃却連絡が指定管理者から市へ適切に伝わっていなかった。

貸与資産の適切な管理を実施するため、年一度以上の棚卸しを実施するとともに、廃却においては指定管理者から市への連絡を適切に実施するべきである。

キ 収支報告書上の諸経費について（指摘）

平成23年度から平成25年度までの香嵐溪施設に係る収支計算報告書の支出内容において、諸経費項目について実際の算定金額ではなく、概算額が計上されており、決算収支報告が適正になされていないと考えられる。

また、指定管理料の積算においても、適切な算定根拠のない金額が計上されていたと考えられるため、適正な収支報告及び算定根拠のある積算を実施すべきである。

なお、平成 26 年度の積算上は、このような概算経費の計上はなされていない。

(2) 豊田市百年草

ア 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について（指摘）

「(1) エ」と同趣旨であり、豊田市百年草（以下「百年草」という。）についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。

イ 継続的収益使用事業について

(ア) 継続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分（指摘）

「(1) オ (ア)」と同趣旨であり、継続的収益使用事業に係る事業経費や投資についての負担割合等について明文化するべきである。

(イ) 継続的収益使用事業の対象事業について（意見）

「(1) オ (イ)」と同趣旨であり、対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。

ウ 備品の管理及び備品の除廃却処理について（指摘）

「(1) カ」と同趣旨であり、市からの貸与備品について年一度以上の棚卸しを実施するとともに、廃却においては指定管理者から市への連絡を適切に実施されたい。

エ 収支報告書上の諸経費について（指摘）

「(1) キ」と同趣旨であり、適正な収支報告及び算定根拠のある指定管理料の積算を実施されたい。

オ 百年草における老人デイサービスセンターの所管課について（意見）

百年草における老人デイサービスセンターについては、足助支所が所管課とし

て管轄し、隣接している豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館については地域福祉課の管轄となっている。

指定管理者は両施設ともに社会福祉法人豊田市社会福祉協議会が運営を行っており、地理的な近接及び管理業務の効率性・効果を考慮した場合、管轄部署を統合した方が合理性を図れると考えられる。

(3) 城跡公園足助城

ア 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について（指摘）

「(1) エ」と同趣旨であり、城跡公園足助城についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。

イ 城跡公園足助城の実質的な管理状況について（指摘）

城跡公園足助城については、指定管理者として公社が単独指名されているが、実質的な運営については公益社団法人豊田市シルバー人材センターに再委託（受付や施設管理、利用料金の徴収まで全て委託）している。

利用許可行為（受付業務）は指定管理者だけに権限を与えているのであり、委託業者に取り扱わせるということまでは与えていないと考えられる。

そのため、利用許可（受付業務）は公社が実施すべきである。

5 稲武支所の所管施設について

(1) 豊田市どんぐりの里いなぶ

ア 指定管理者の選定方法について（意見）

「3ア」と同趣旨であり、地域の公益性を含めた事業運営に配慮しつつ、指定管理者の選定方法については、原則である公募によることを検討されたい。

イ 継続的収益使用事業と指定管理事業に係る投資・経費の按分（指摘）

「4 (1) オ (ア)」と同趣旨であり、継続的収益使用事業に係る事業経費や投資についての負担割合等について明文化するべきである。

ウ 再委託業務の契約形態について（意見）

「3エ」と同趣旨であり、豊田市どんぐりの里いなぶにおける再委託業務についても、複数年による業務委託契約を締結し、単年契約に比べてより低額での落札や長期に渡る安定したサービスを受けることについて検討されたい。

エ 行政財産の目的外使用について（指摘）

どんぐりの湯においては、マッサージ機が2台と利用者のニーズによる自動販売機が9台設置されている。これらのマッサージ機及び自動販売機は行政財産の目的外使用に該当するが許可申請が行われていなかった。

定期的に行政財産の目的外使用に当たる施設の利用がないかを確認し、行政財産の目的外使用に当たる場合には許可を得るよう改善されたい。

（2）豊田市稲武どんぐり工房

ア 利用料金制度の導入について（意見）

豊田市稲武どんぐり工房（以下「工房」という。）については、いなぶ観光協会が指定管理者として選定されている。

工房では自然体験、農業体験、工芸体験及び味覚体験のプログラムが年間を通して実施されており、これらの体験活動を実施しているのは、稲武山里体験推進協議会である。

稲武山里体験推進協議会は、いなぶ観光協会に事務局を置いており同一組織であることから、いなぶ観光協会と稲武山里体験推進協議会が一体となって、より魅力ある体験を企画するインセンティブを持たせる方策を検討する必要があると考える。

そこで、一例ではあるが、次回の指定管理期間に向けて利用料金制度の導入を検討されたい。

イ 減免申請の不備について（指摘）

平成25年度の許可申請書を閲覧した結果、同一の利用団体について同一の利用目的であるにもかかわらず、減免の適用があるものと減免の適用がないものが発見された。

どのような利用の場合に減免するか判断が統一的に行われるよう、今後の減

免の適用について再度基準を整理されたい。

(3) 豊田市農林漁家高齢者センター

ア アンケート結果への対応について（意見）

豊田市農林漁家高齢者センターでは、利用者にアンケートを記入してもらい、結果を集計している。平成23年度から平成25年度までのアンケート結果を閲覧した結果、「入口が分かりにくいので大きな看板を設置して欲しい」といった要望が複数見られた。

利用者の利便性を考慮し、アンケート結果を生かした対応を検討されたい。

イ 炭窯の利用状況について（意見）

豊田市農林漁家高齢者センターにおいては、附属設備として炭窯が設置されている。しかし、平成23年度から平成25年度までの炭窯の利用状況を確認したところ3年間で利用件数は1件のみであった。

一例ではあるが、炭作りの体験教室を企画することで利用の機会を高めることを検討されたい。

6 下山支所の所管施設について

(1) 豊田市香恋の里

ア 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について（指摘）

「4(1)エ」と同趣旨であり、香恋の館のみではなく、手作り工房山遊里についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。

イ 継続的収益使用事業について

(ア) 継続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分（指摘）

「4(1)オ(ア)」と同趣旨であり、継続的収益使用事業に係る事業経費や投資についての負担割合等について明文化するべきである。

(イ) 継続的収益使用事業の対象事業について (意見)

「4 (1) オ (イ)」と同趣旨であり、対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。

ウ 備品管理について (意見)

市からの貸与備品について、その管理状況を確認した結果、複数の備品シールの未貼付を発見した。

貸与備品について、備品シールを適切に貼付するとともに、備品シールには個別 I D (登録番号) が付与されているので、棚卸しを実施する際には、数量のみではなく、各個別 I D の照合も実施すべきと考えられる。

(2) 下山トレーニングセンター

ア 目的外使用料の許可について (指摘)

受付窓口において、手売りの飲料水用の冷蔵ショーケースが設置されている。自動販売機や売店の設置については、施設の目的外の使用であり、使用許可申請の受理及び目的外使用料の徴収が必要となるため、早急に対応すべきである。

イ 備品管理について (意見)

「(1) ウ」と同趣旨であり、貸与備品について、備品シールを適切に貼付するとともに、棚卸しを実施する際には、数量のみではなく、個別 I D (登録番号) の照合も実施すべきと考えられる。

7 藤岡支所の所管施設について

(1) 豊田市藤岡ふれあいの館

ア 利用料金について

(ア) 規則に定めのない料金の設定について (指摘)

豊田市藤岡ふれあいの館（以下「ふれあいの館」という。）では、利用料金制度を導入し、利用料金の額は、豊田市藤岡ふれあいの館条例及び豊田市藤岡ふれあいの館管理規則（以下「ふれあいの館規則」という。）で定めている金額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定している。

多目的ホールを個人で利用する場合で、器具を利用するときには、ふれあいの館規則で定められた器具利用料金を加算することになっている。

一方で、指定管理者が市の承認を得て決定している利用料金の中には、同規則に定めのない「その他器具」の料金がある。

市は、指定管理者が作成、運用している利用料金表から、ふれあいの館規則にない「その他器具」の料金設定を削除するように依頼する必要がある。

また、指定管理者が設定する利用料金を承認する際には、利用料金の区分が条例や規則に定めた区分と合致しているか確認する必要がある。

（イ）収受する利用料金を判断する基準について（指摘）

多目的ホールを利用する場合及び大会議室を利用する場合の料金については、入場料の有無及び営利目的等の有無の利用区分により、収受する料金が異なっている。

これらの利用区分は、特に、営利又は宣伝を目的とする利用か否かなどにおいて、判断が難しい場面があることが考えられる。

しかし、市では、これらの利用区分についての考え方や具体的な取扱いを定めた基準等を整備していないため、市として具体的な取扱基準等を整備し、指定管理者に提示する必要がある。

また、市の定めた基準どおりに、指定管理者が利用料金を収受しているかどうかを確認することが必要である。

イ 自主事業について

（ア）自主事業における利用料金の減免について（意見）

市が定める減免基準は、豊田市藤岡ふれあいの館管理要綱に規定され、施設主催事業が減免対象となっている。

施設主催事業とは、指定管理者がふれあいの館で行う指定管理業務以外の自主事業が該当し、自主事業を実施する場合の利用料金は減免され、市が全額補填することになる。

自主事業は、事業参加者から参加料を徴収する事業の実施も可能であるこ

とから、全ての自主事業を減免対象とすることについては、見直しの余地がある。

(イ) 自主事業実施基準の規定について（指摘）

豊田市藤岡ふれあいの館の管理運営等に関する基本協定書（以下「ふれあいの館基本協定書」という。）の指定管理者自主事業実施基準（以下「自主事業実施基準」という。）には、指定管理者が自主事業を実施する場合の基準が明記され、自主事業で施設を使用する時間は、年当たり 300 時間、週当たり 12 時間を超えてはならないとされている。

しかし、平成 26 年 8 月の自主事業実施時間を見ると、月に 136 時間の自主事業が実施され、週当たりでは 12 時間を超える週が 4 週となっていることから、実際には自主事業で施設を使用する時間は制限されていない。

したがって、実際の運用として自主事業で施設を使用する時間に制限を設けないのであれば、基本協定書の自主事業実施基準の規定内容を見直すべきである。

(ウ) 公募する際の自主事業実施基準について（意見）

指定管理者を公募する際の募集要項では、自主事業で施設を使用する時間を制限しているが、実際の運用では制限していない。この取扱いには疑問が残る。

今後は、ふれあいの館の利用状況等から、自主事業に時間制限が必要かどうかについて再検討するとともに、制限時間等について、指定管理者を公募する際の募集要項と実際の運用（基本協定書に明記することが必要である。）に整合性を持たせる必要がある。また、仮に公募時と実際の運用時で制限等が変更される可能性があるのであれば、その旨を募集要項に記載しておくことが考えられる。

(エ) 自主事業実施の承認について（意見）

指定管理者が自主事業を行うに当たっては、市の承認が必要であるが、自主事業は、一般利用者の利用を制限しない範囲で、施設の有効活用に資するものが望まれる。

自主事業の承認に当たっては、利用する施設等により利用料金が異なっていることや、プレイルーム等の無料施設もあるため、一般利用者の利用が制限

されていないかどうか等を確認するとともに、当該自主事業の実施には、ふれあいの館のどの施設の利用が適当であるかについても検討の上、承認する必要がある。

ウ 備品等の管理について

(ア) 貸与備品の一覧表の更新について（指摘）

貸与備品の内容に異動があれば、その都度、貸与備品の一覧表を更新し、指定管理者に提示する必要があるが、適時に更新がなされていなかった。

貸与備品の一覧表を常に最新の状態にしておく必要がある。

(イ) 図書の管理について（指摘）

ふれあいの館では、市の予算（指定管理料）で購入した図書をメディアコーナーに配置し、利用者への貸出等を行っている。これらの図書については、市の予算で購入したものであり、市が所有し、指定管理者に貸与している備品等に該当するものと考えられる。

したがって、市所有の図書の一覧表を作成し、指定管理者に適切に管理させる必要がある。

(ウ) 使用しない備品について（指摘）

貸与備品の一覧表の中に、現在は使用されておらず、今後も使用する見込みのない備品があった。

使用の必要がなくなった備品については、適切に廃棄処分等を行う必要がある。

(エ) 前指定管理者の備品について（指摘）

ふれあいの館は、平成 25 年度までの指定管理者（以下「前指定管理者」という。）と平成 26 年度からの指定管理者が異なっているが、前指定管理者が所有していた備品が、現在もふれあいの館に設置され使用されている。

これらの備品については、前指定管理者の意思を確認し、市に寄贈するのであれば、市として、豊田市物品管理規則に定める寄附受納による物品取得の手続きを行い、市の備品とするとともに、指定管理者への貸与備品の一覧表に含

めるべきである。

なお、これらの手続は、指定管理者が交替する際の引継時に行うべきであった。

エ 仕様書の記載事項について

(ア) 指定管理期間の満了後の取扱いについて（意見）

ふれあいの館の管理運営業務の詳細については、ふれあいの館基本協定書の豊田市藤岡ふれあいの館管理運営業務仕様書（以下「ふれあいの館仕様書」という。）に定められている。

指定管理期間の満了後に、指定管理者が交替する可能性があるため、ふれあいの館仕様書等において、指定管理期間の満了後の取扱いについて規定しておくことが望ましい。

(イ) 修繕料の精算について（意見）

豊田市藤岡ふれあいの館の管理運営等に関する年度協定書において、指定管理料に含まれる修繕料については、剰余金が生じた場合には市に返還し、不足する場合には市が補填する旨の規定がある。

一方で、ふれあいの館仕様書では、修繕料に剰余金が生じた場合には、市が指示する方法で市に返還する旨の規定はあるが、修繕料が不足する場合の市の補填方法についての規定がない。

よって、市の補填方法について、ふれあいの館仕様書等において明確にしておくことが望まれる。

オ 指定管理者の交替に関して

(ア) 指定管理者の交替に関する影響について（意見）

ふれあいの館の指定管理者は、平成 26 年度からは、新たな指定管理者が施設の管理運営業務を行っている。

指定管理者の交替に関する影響について、利用者アンケート等で利用者の声を聴いておくことも重要であると考ええる。

(イ) 指定管理料の積算について（意見）

ふれあいの館における平成 26 年度の指定管理料は、平成 25 年度と比べて 4,159 千円減額となっている。

この減額の要因については、おおむね人件費の影響だと判断できる。

ふれあいの館における指定管理者の職員の配置に関しては、平成 26 年度の実際の運用に関しても市が求めている要求水準を達成している。

つまり、指定管理者の交替により、現時点までにおいては、サービス内容は一定水準を維持（場合によっては向上）したまま、指定管理料の減額という効果をもたらしており、指定管理者制度の意義にかなうものであるという評価ができる。

なお、次回の指定管理者の選定に際しては、平成 26 年度以降の実績値を勘案して決定することが必要である。

(2) 豊田市藤岡体育センター他 3 施設

ア 土曜日、日曜日及び休日の利用料金について（意見）

豊田市藤岡体育センター他 3 施設（以下「藤岡体育施設」という。）では、平成 26 年度から利用料金制度を導入し、利用料金の額は、豊田市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）で定めている金額の範囲内において、指定管理者が、市の承認を得て決定している。

また、体育施設条例では、体育館及びテニスコートの利用料金について、土曜日、日曜日及び休日に利用する場合（以下「休日利用」という。）は、利用料金に 2 分の 1 の額を加算することとなっているが、藤岡体育施設の豊田市藤岡体育センター（以下「藤岡体育センター」という。）及び豊田市藤岡テニスコート（以下「藤岡テニスコート」という。）については、この加算をしないことになっている。

しかし、藤岡体育センター及び藤岡テニスコートについてのみ、他の豊田市内の体育施設と休日利用の料金が異なることに関して、合理的な理由を見出すことはできない。

藤岡体育センター及び藤岡テニスコートの体育施設条例上の休日利用の料金について再検討することが望まれる。

イ 利用料金の減免に関する年度協定書の規定について（指摘）

市が定めた利用料金の減免制度により、指定管理者が利用料金を減免した場合

には、年度協定書で定めるところにより、減免した利用料金を市が補填することとなっている。

しかし、年度協定書において、減免した利用料金の補填に関する規定がない。基本協定書に記載があることから、年度協定書に減免した利用料金の補填に関する規定を設ける必要がある。

ウ 仕様書の記載事項について

(ア) 指定管理期間の満了後の取扱いについて（意見）

「(1) エ (ア)」と同趣旨であり、指定管理期間の満了後に、指定管理者が交替する可能性があるため、管理運営業務仕様書等において、指定管理期間の満了後の取扱いについて規定しておくことが望ましい。

(イ) 修繕料の精算について（意見）

「(1) エ (イ)」と同趣旨であり、藤岡体育施設仕様書等において、修繕料の精算方法について明確にしておくことが望まれる。

エ 豊田市スポーツ施設利用システムの利用について（意見）

豊田市スポーツ施設利用システム（以下「T O S S」という。）とは、インターネットを利用してスポーツ施設の空き状況の確認及び予約ができるシステムであり、市の多くのスポーツ施設において利用が可能である。

藤岡体育施設のうち、藤岡体育センター及び藤岡テニスコートは、T O S Sの利用ができる施設となっているが、豊田市藤岡運動広場（以下「藤岡運動広場」という。）及び豊田市藤岡総合グラウンド野球場（以下「藤岡総合グラウンド」という。）は、T O S Sの利用ができる施設とはなっていない。

利用者の利便性の向上や利用者数の増加を図るため、藤岡運動広場及び藤岡総合グラウンドにおいても、T O S Sが利用できるように検討することが望ましい。

オ 藤岡総合グラウンドの夜間照明設備について（意見）

藤岡総合グラウンドの夜間照明設備については、平成 25 年度の利用は 1 件のみであった。

今後も維持するとした場合には、利用者を増加させる方策が必要であり、その

一つが前述したT O S Sの利用である。また利用料金を減額することにより、利用者が増加するか否かの検討も必要であると考える。

カ 指定管理者の交替に関する影響について（意見）

「(1) オ (ア)」と同趣旨であり、指定管理者の交替に関する影響について、利用者アンケート等で利用者の声を聴いておくことも必要であると考える。

(3) 豊田市石畳ふれあい広場

ア 使用料の減免手続について（指摘）

豊田市石畳ふれあい広場において、市による承認の手続を経ずに、石畳体育館の使用料が減免されていた。

使用料の減免には、市の承認が必要であり、市による承認の手続を経て減免が行われるよう、業務の見直しが必要である。

イ 使用料徴収の市による確認について（意見）

使用料の徴収については、指定管理者に委託されている。指定管理者は、毎月、使用料の徴収金額と利用実績を市に報告するとともに、市に徴収金額を納付している。

徴収金額の報告と利用実績の報告は別々の書式で行われ、両者を明確に関連付けることはできない。つまり、利用者から適正な使用料を徴収しているかどうかの確認ができない状態である。そこで、両者の書式に利用許可番号を記載するなどして、徴収金額と利用実績の関連を明確にすることが考えられる。

使用料は市の歳入であり、その徴収を指定管理者に委託しているとしても、徴収金額について、市による確認の手続が必要である。

ウ 備品シールの貼付について（指摘）

市から指定管理者への貸与備品を確認したところ、市の備品シールが貼付されていないものがあった。市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるために、市の備品シールの貼付が必要である。

(4) 豊田市藤岡山村広場

ア 豊田市藤岡山村広場の今後の在り方について（意見）

豊田市藤岡山村広場（以下「藤岡山村広場」という。）は、体育施設条例で設置が規定されているが、T O S Sの利用ができないこと等から、一般に広く認知がされておらず、ほぼ地元住民の利用に限定されていると考えられる。

藤岡山村広場は、公の施設であり、より多くの住民に利用されるような方策の検討が必要である。

また、指定管理者は、隣接する豊田市石畳ふれあい広場と同じ地元団体となっているが、藤岡山村広場は、体育施設であり、藤岡体育センター等の藤岡体育施設と同様に施設管理を専門とする業者を選定することも考えられる。

藤岡山村広場の在り方については、上記の利用向上策も含めて、今後の利用状況の推移や、現在の施設利用者、地元住民、地元団体等の意向を踏まえて検討していくことが必要である。

イ 自主事業の実施について（指摘）

指定管理者は、夏祭りや餅つき大会等に藤岡山村広場を利用しているが、これは指定管理者が行う自主事業であると考えられる。

しかし、指定管理者からの事業計画書や業務報告書には、自主事業に関する記載がない。

したがって、指定管理者からの事業計画書や業務報告書に、自主事業に関する記載を求める必要がある。

8 生涯学習課の所管施設について

（1）豊田地域文化広場

ア 指定管理業務の内容把握について（意見）

平成 25 年度の指定管理料は、指定管理者が策定した事業計画書の積算資料を確認した上で決定されている。その妥当性の検証については、施設の管理運営に関する実績一覧表を活用し、金額の大きな項目についての根拠資料の確認等を行うべきであるが、その検証が十分にされていないことから、今後は書類の根拠自体の妥当性の検討を行うことが必要である。

イ 管理運営体制の確認について（指摘）

豊田地域文化広場にはプールがあるが、この管理には一定の資格が必要とされる。しかし、プール監視の人員が実際に有資格者であったかどうかの確認がされておらず、資格の有無が不明確となっている。

指定管理業務の実施に当たって必要な資格を再確認の上、毎年度継続して有資格者による管理が行われていることを確認する必要があると考える。

ウ プール利用料金の管理方法について（意見）

プールの営業時間中の現金管理を一人で行っている。プールの利用料金は、利用料金制のため市の収入となるものではないが、内部管理体制が弱い状態を放置しておくことは好ましいことではない。

他の市町村のプールにおいては自動券売機の設置も行われているところであり、現金事故の発生を防ぐような仕組み作りを要請する必要があると考えられる。

エ 今後の茶室の在り方について（意見）

豊田地域文化広場の中には茶室があるが、その利用率は豊田地域文化広場の他の施設に比べ低いものとなっている。

当面は、茶室の利用率を向上させるための継続的な努力が必要であるが、施設が老朽化し大規模修繕や建替等の時期になった場合は、施設自体の存廃を含めた検討が必要であると考ええる。

（2）豊田市生涯学習センター 27 交流館

ア 利用統計について（意見）

利用統計については、年度ごとの利用者数が集計されているが、この利用者の中に、選挙に関係した利用人員が含まれていた。

利用の効率性に関する資料として活用する場合は、このような一時的な利用者数の変動は別途考慮するべきであろうと考える。

イ 今後の指定管理の在り方について（意見）

指定管理者制度の意義に沿う形で公募を検討する必要があると考える。

仮に、現在の状態を続け単独指名にする場合にも、その内容の適切性を判断するために市内部での判断だけによるのではなく、第三者の意見を取り入れて客観的な視点を踏まえた上で最終判断を行う必要があると考えられる。

ウ 文書等の管理について（意見）

藤岡交流館は、合併により豊田市の交流館となった施設である。現地実査においては、書庫の中に一部未整理のまま旧藤岡町から引き継がれた文書等が保管されているのが確認された。また、備品の中には旧藤岡町の管理用シールが貼られたままとなっているものがあった。

市町村合併によって新たに交流館となった施設については、上記のような事例が存在する可能性があるため、再確認を行い、問題事項があれば是正しておく必要があると考えられる。

9 ものづくり産業振興課の所管施設について

(1) 豊田市民山の家リゾート安曇野

ア 豊田市民山の家リゾート安曇野の新規利用者について（意見）

豊田市民山の家リゾート安曇野（以下「リゾート安曇野」という。）では、利用者アンケートを実施している。

アンケート集計からリピート率を推定計算すると 75%～82%と高い比率にある。一方で、初めてと回答した利用者の比率は、過去 3 年間 18%前後であって変化がなく、利用者が新規に増加しているとはいえない。

そこで、当施設の利用者に対して、初めての人に薦めたいかどうか、初めての人に薦めたくないとする場合その理由は何かなどを別途調査し、情報収集に努めることが重要である。

イ 食事料金収入について（意見）

リゾート安曇野では、食事料金の収入については指定管理者の事業収入としている。

しかし、豊田市民山の家条例において、食事料金についての定めはなかった。これは推測するに、私法上の契約に基づく実費徴収という考え方であり、条例に規定する必要はないものとの判断であろうが、食事料金の収受についての考え方

については一度整理することが必要である。

ウ リゾート安曇野の食事料金の設定について（意見）

利用者アンケートに「食事について」の項目がある。量・品数について、「多い」、「やや多い」、「普通」、「やや少ない」及び「少ない」の5つから回答することになっているが、これらの選択肢では、物理的な量に対する評価は把握できても、利用者の満足度を適切に把握することはできないため、回答の選択肢を見直し、利用者の満足度の適切な把握に努めるべきである。

また、夕食については、利用者層にあったコースを追加することや、料金を維持して材料の質を上げたり、あるいは、品数の減少に見合った料金の設定を再検討する等の工夫がさらに必要になると考える。

エ 固定資産の管理について（指摘）

リゾート安曇野の館内において、展示されている絵画を物品出納簿から現物に、現物から物品出納簿にと、いくつか当たってみた結果、物品出納簿にあった作品ではなく、現物としては同一作者の別の絵が掛かっていた。

所管課担当者が現場に行ったときには、金額が5万円以下のために物品出納簿に記載のない絵画も含め、所管課が保管している絵画台帳と展示している絵画全てを照合されたい。

オ 指定管理者の利用料金収入の検査について（意見）

宿泊料等の利用料金収入に関しては、現在、指定管理者の報告を受けているだけで、利用料金収入の数字の具体的なチェックは実施されていない。

所管課として、月ごとの利用料金収入の件数及び合計金額の明細を指定管理者から入手して、例えば、月次の宿泊者数の合計のチェックや減免対象者数のチェック等を実施して、指定管理者の利用料金収入の報告の信ぴょう性を確保することを検討されたい。

（2）豊田高等職業訓練校

豊田高等職業訓練校の実績について（意見）

過去3年間の豊田高等職業訓練校の授業実績から、左官科については受講生が

減少しているため、今後の募集に努力していただきたい。

例えば、内装デザイン、電気工事等の建築に関係する他の分野にも視野を広げて学科の編成を検討するほか、他の近隣市との連携によりどちらかの自治体に学科を集約する等の検討も必要であると思われる。

10 次世代育成課の所管施設について

豊田市総合野外センター

ア 食堂業務の料金収入について（意見）

「9（1）イ」と同趣旨であり、食事料金の収受についての考え方については一度整理しておくことが必要である。

イ 食堂の利用料金の金額の見直しについて（意見）

豊田市総合野外センター（以下「総合野外センター」という。）は教育施設として位置付けられているため、食堂の利用料金は、市の学校給食料金の水準を参考に設定されている。また、平成6年以降、変更されていない。

消費税率の増加もあり、食堂の利用料金も再検討すべき時期に来ていると思われる。

ウ 利用アンケート結果の集計について（意見）

次世代育成課では、総合野外センターの利用者に対して毎年アンケートを実施し、アンケート結果を集計している。

しかし、利用学校園数の全てから回収できているわけではない。

宿泊を基本としていて引率指導者にアンケート結果を記載してもらう時間はあるものと推定され、利用されたユーザー全てからアンケートを回収できるように努力されたい。

11 市民福祉部総務課の所管施設について

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘

商業利用者に対する使用料の設定について（指摘）

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘では、商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合の使用料を通常の使用料の 3 倍とすることが条例で定められているが、豊田市小原福祉センターふくしの里、豊田市藤岡福祉センターふじのさとの条例にはこのような定めはない。これら 3 つの施設は、社会福祉の増進を目的とした同様の施設であると考えられるため、当該取扱いを統一すべきである。

12 地域福祉課の所管施設について

豊田市温浴施設じゅわじゅわ

ア 温浴施設事業の民営化について（意見）

当初は株式会社豊田ほっとかんが民間の事業として開始した温浴施設事業、デイサービス事業及び老人ホーム事業のうち、温浴施設事業の赤字が続き事業の継続が危ぶまれたため、株式会社豊田ほっとかんの所有資産のうち温浴施設に関するものを市が無償で借り受け、温浴施設の管理運営を指定管理事業としたという経緯がある。

なお、当該施設の指定管理料は、施設の管理運営に必要な支出項目を精査した上で、その同額を指定管理料としていることから、当初民間事業として開始された温浴施設事業の損失補填の性質を有するものと考えられることができる。

当初、上記事業の複合施設として発足した経緯を鑑みると、温浴施設のみを公の施設として管理するのは不合理と考えられるため、温浴施設を将来的には民間事業へ戻すことを検討する必要がある。

イ 利用料金制度の導入について（意見）

現在、温浴施設の事業の使用料は、市の歳入となる。

指定管理料は、使用料の見直しや効率的運営を可能な限り促進することで減少させていくことが望ましいため、指定管理者の経営努力を促すために利用料金制度の導入についても検討することが望ましいと考える。

ウ 物品販売に係る収益について（指摘）

温浴施設の受付スペースにおいて、入浴関連商品の販売を行っているが、これ

らの収入については、指定管理事業に含められていない。

温浴施設に関連して得ることのできる収入は自主事業として申請し、指定管理料の算定に反映させるべきである。

エ 自動販売機の設置手数料について（指摘）

豊田ほっとかんの1階には、温浴施設の休憩スペース横及び受付カウンター横に自動販売機が設置されており、手数料収入を得ているが、指定管理事業における市の借用部分ではないという理由から指定管理事業の収支に含められていない。

しかし、自動販売機の利用者のほとんどが温浴施設の利用者であると考えられるため、指定管理事業における市の借用部分に含めた上で自主事業として申請し、指定管理料の算定に反映させるべきである。

13 障がい福祉課の所管施設について

豊田市障がい者総合支援センター

ア けやきワークスにおける一般会計と特別会計の配賦について（指摘）

豊田市障がい者総合支援センターのけやきワークスでは、障がい者の就労支援として指定管理事業のほかに収益事業を営んでいるが、一般会計（指定管理事業）と特別会計（収益事業）の共通費の配賦方法については、そのルールが明文化されておらず、配分基準の根拠については分からないということであった。

一般会計（指定管理事業）と特別会計（収益事業）の共通費の配賦方法については、その発生原因等の性質に応じて合理的理由のある方法（例えば、面積比率、人員比率、時間比率等）を採用し、採用した配賦方法を明文化すべきであると考ええる。

イ けやきワークスにおける清掃委託費の取扱いについて（意見）

豊田市障がい者総合支援センターのけやきワークスの清掃委託費については指定管理の範囲に含めず、市から直接支払を行っていた。

公の施設の管理運営を指定している以上、施設の清掃は指定管理者が行う業務に含めるのが合理的であると考えられ、指定管理料の算定に含めることが望ましい。

14 文化振興課の所管施設について

(1) 豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー

ア 商業宣伝、営業等を目的とした利用に関して

(ア) 条例の規定について（指摘）

豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー（以下「市民文化会館等」という。）では、豊田市民文化会館条例（以下「市民文化会館条例」という。）により、展示室、リハーサル室、練習室、会議室、和室及び豊田市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）における、商業宣伝、営業等を目的とした利用（以下「営業目的利用」という。）が許可されていないため、営業目的利用が許可されるのは、大ホール及び小ホールのみとなる。

しかし、市民文化会館条例の別表には、営業目的利用が許可されていない施設に関しても、営業目的利用の使用料が規定されており（2倍の使用料）、条例本則の規定に反している。

条例本則と別表の規定に矛盾があるのは適切ではないため、条例を改正する必要がある。

(イ) 営業目的利用の許可範囲について（意見）

営業目的利用が許可されるのは、豊田市民文化会館（以下「市民文化会館」という。）の大ホール及び小ホールのみであり、展示室等や市民ギャラリーでは、営業目的利用が許可されていない。

しかし、営業目的利用が許可されていない施設の稼働率は、おおむね50%を下回っており、利用されていない枠があるのであれば、営業目的利用についても、利用制限を緩和することを検討することが必要である。

イ 施設使用料以外の収入の徴収委託について（指摘）

市民文化会館条例に定められている市民文化会館等の使用料については、豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリーの管理運営等に関する基本協定書（以下「市民文化会館基本協定書」という。）により、その徴収事務が指定管理者に委託されており、指定管理者が使用料を徴収し、市に納付している。

市民文化会館等では、公衆電話収入、コピー代収入及びガムテープ代収入（バレエのマットを固定するために利用者に販売）についても、指定管理者が徴収し、市に納付していた。

これらの公衆電話収入等の施設使用料以外の収入については、市民文化会館条例に定められておらず、条例に規定されている使用料以外の収入の徴収を指定管理者に委託するのであれば、市民文化会館基本協定書又は管理運営業務仕様書に明確に規定する必要がある。

ウ 自動販売機設置に関する自主事業の報告について（指摘）

市民文化会館には自動販売機が3台設置されている。自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業と位置付けられている。なお、自主事業であれば、事業成果、経理状況等を市に報告しなければならない。

しかし、市民文化会館の自動販売機設置に関しては、事業報告書において実施報告がなされていなかった。市は、指定管理者に、自動販売機設置に関する事項を事業報告書に記載するよう求める必要がある。

エ レストランの設置に関して（意見）

市民文化会館にはレストランが設置されているが、これは、市がレストラン事業者に行行政財産目的外使用許可を与えた上で、レストラン事業者が運営しているものである。開館以来、毎年同じ業者に1年間の使用許可を与え、運営させているが、事業者の選定について、公募等を行ったことはないものと考えられる。

今後も市民文化会館にレストランを設置するのであれば、その事業者は公募等により選定すべきであり、また、市が徴収する使用料は、行政財産目的外使用料相当額を最低価格とした上で、例えば、売上げを基準とした使用料（又は貸付料）とすることが必要である。さらに、業者からの応募を容易にするためには、1年間ではなく、複数年の期間を設定することが望ましい。

オ 市民文化会館設備運転等業務委託について（意見）

市民文化会館では、電気、空調、給排水衛生、防災設備等の運転保守管理業務を市が直接、業者と契約して委託している。

一方で、指定管理者の指定管理業務の中には再委託をしているものもあり、空調設備点検保守等の再委託業者が、市が直接契約している業者と同一であった。

この点、全てを指定管理業務に含める方が効率的になる可能性があるため、市

が直接契約している業務について、再度検証し、最も効率的な方法で委託する必要がある。

カ 備品シールの貼付について（指摘）

市から指定管理者への貸与備品を確認したところ、市の備品シールが貼付されていないものがあった。市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるために、市の備品シールの貼付が必要である。

キ 修繕料の精算に関する規定について（指摘）

市民文化会館基本協定書において、指定管理料に含める修繕料は、年度協定書で定めるところにより、精算するものとしている。

しかし、年度協定書においては、修繕料の精算に関して個別に何ら規定しておらず、実際の精算においても、指定管理料全体で精算を行っている。

修繕料の精算に関して個別に規定する事項がなければ、市民文化会館基本協定書の記載事項を見直す必要がある。

ク 施設の利用率の向上に関して（意見）

市民文化会館等の各施設の稼働率は、市民文化会館の大ホール及び小ホールを除き、おおむね50%を下回っている状態である。

休日の利用率は高いとのことであり、平日の利用をいかに増やすかがポイントとなる。

なお、市民文化会館の大会議室の稼働率は、円形の会議机が固定設置されていること等を一因として10%を下回っており、特に対策が必要である。料金が1回8,300円と、他の会議室の1,600円に比べると高めの設定になっており、現在の利用状況から判断すると、大会議室の料金については見直す余地が高いと考えられる。

ケ 指定管理者の選定について（意見）

市民文化会館等の指定管理者は、公募を経ずに選定されている。市の指定管理者の選定は、原則として公募により行うこととされているが、例外的に非公募とすることができることとなっている。

現在の指定管理者は、市や文化団体等と連携しながら、多様な文化事業を市民

文化会館等で実施しているとともに、文化施設等の施設管理を行っていることを理由に非公募での選定となっている。

しかしながら、市民文化会館等の指定管理業務の主なものは、利用受付等の施設の貸館としての業務や施設（ハード面）そのものの維持管理業務であり、文化事業（ソフト面）が主たる業務ではない。

したがって、指定管理業務として、施設のハード面の管理を主体とするならば、原則的な選定方法である公募により指定管理者を選定し、指定管理者制度の趣旨である経費の削減やサービスの向上を更に目指すことが必要である。

(2) 豊田市コンサートホール・能楽堂

ア 施設使用料以外の収入の徴収委託について（指摘）

「(1) イ」と同趣旨であり、条例に規定されている使用料以外の収入の徴収を指定管理者に委託するのであれば、豊田市コンサートホール・能楽堂の管理運営等に関する基本協定書（以下「コンサートホール等基本協定書」という。）又は管理運營業務仕様書に明確に規定する必要がある。

イ 備品シールの貼付について（指摘）

「(1) カ」と同趣旨であり、市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるためにも、市の備品シールの貼付が必要である。

ウ 修繕料の精算に関する規定について（指摘）

「(1) キ」と同趣旨であり、修繕料の精算に関して個別に規定する事項がなければ、コンサートホール等基本協定書の記載事項を見直す必要がある。

エ 施設の利用率の向上に関して（意見）

豊田市コンサートホール・能楽堂の各施設の稼働率については、メイン施設であるコンサートホールは40%を超えているが、能楽堂については10%程度である。

利用率向上のため能楽堂の更なるPR、利用料金の値下げ、入場料を無料にした催し等、多面的な取組が必要である。また、豊田市コンサートホール・能楽堂は、指定管理者制度の導入施設であり、事業者のノウハウやアイデア等を生かす

ことにより、利用率の向上を目指すことも必要であろう。

オ 指定管理者の選定について（意見）

「(1) ケ」と同趣旨であり、原則的な選定方法である公募により指定管理者を選定し、指定管理者制度の趣旨である経費の削減やサービスの向上を更に目指すことが必要である。

15 スポーツ課の所管施設について

(1) 豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）

ア 使用料の徴収委託について（指摘）

平成26年10月6日から同年12月5日までの2か月間、豊田市総合体育館及び豊田市武道館（以下「スカイホール豊田」という。）の指定管理者である公益財団法人豊田市体育協会（以下「豊田市体育協会」という。）は市の公の施設に係る指定管理者の応募資格を停止されている。

豊田市体育協会は、同協会の職員の公金官物の不適正処理により指定管理者としての信頼性を著しく傷つけただけでなく、主催する市民向け健康教室の受託業者の社員が市民から徴収した参加費を着服していたことに関して適正な管理を怠っていたことが理由である。

市の歳入となる指定管理施設の使用料の徴収については、地方自治法施行令の規定により指定管理者に委託しているが、指定管理者以外の者が徴収することは許可していない。市はこの着服事件を受けて、指定管理施設の使用料金全般について、指定管理者が徴収を行っているか確認したところ、スカイホール豊田においては2件について、指定管理者ではなく、委託会社が使用料の徴収を実施していたことが判明した。

この2件については、平成26年9月27日から指定管理者が使用料の徴収を実施するように改められたが、このような事件がなくても、指定管理者が使用料の徴収をしていることを市として確認すべきであった。

イ 指定管理者が非公募であることについて（意見）

スカイホール豊田の指定管理者の選定方法は非公募である。非公募の理由は、施設を頻繁に使用するスポーツ団体と当該施設とを一元管理することで、効果的

かつ効率的な運用ができるためということである。

しかし、スカイホール豊田のような規模や様々な機能を備えた施設ほど採算がとりやすく民間企業の指定管理者への応募が多いと考えられること、公募で指定管理者を選任した場合には競争原理が働きサービスの向上が期待できること、事業運営者と施設管理者である指定管理者がコミュニケーションを密にとれば問題は発生しないと考えられることから、指定管理者制度の導入目的である公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、数年後にはスカイホール豊田の指定管理者の選定は公募とすることが望ましい。

(2) 中央公園・豊田スタジアム

ア 使用料の徴収委託について（指摘）

豊田市体育協会が主催する市民向け健康教室の受託業者が、市民から徴収した参加費を着服していた事件を受けて、市は指定管理施設の使用料全般について、指定管理者が徴収を行っているか確認したところ、豊田スタジアムにおいては1件について、指定管理者ではなく、委託会社が使用料の徴収を実施していたことが判明した。

「(1)ア」でも指摘したが、使用料の徴収を指定管理者以外の者が実施することは認められない。平成26年9月27日から指定管理者が使用料の徴収を実施するように改められたが、このような事件がなくても、指定管理者が使用料を徴収していることを市として確認すべきであった。

イ 今後の施設の在り方について（意見）

豊田スタジアムは、FIFA（国際サッカー連盟）の建設指針に準拠した球技場であり、4万5千人を収容する巨大施設で、非常に特殊な施設である。このため、設計当初に想定できなかった事象が多く発生しているが、そのうち大きなものは以下の2つである。

- ① 開閉式屋根がスムーズに作動しない。
- ② ピッチの芝生について、十分な日当たりと風通しが確保されず自生が難しいため、年2回の張り替えが必要である。

以上の2点は、設計時において想定できなかった事象の発生により追加的に費用が発生しているものであるが、その他にも施設の老朽化に伴う修繕費の増加な

どにより、年々、施設の維持費は増加していくと考えられる。

豊田スタジアムに関する市の収支については、歳出が圧倒的に多く、平成 23 年度からは赤字額が 8 億円を超えている。豊田スタジアムの収支の赤字額は、施設使用料収入が一定とすると、施設の経過年数とともに拡大し、市の財政を圧迫する要因になると考えられる。

豊田スタジアムの施設管理方法も含め、現在の多額の収支赤字を減らすよう、長期的な視点に立ち、総合的に検討することが必要である。

(3) スポーツ課所管施設における共通事項

ア 個人情報の保護について（意見）

市は、スポーツ施設の利用許可申請等、利用許可又は不許可の決定、利用許可書の交付、使用料の納付その他スポーツ施設の管理に関する事務処理について、T O S S を使用している。

T O S S を利用するためには、事前に利用者登録を行える施設に「豊田市スポーツ施設利用システム利用者登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を提出する必要があり、氏名、連絡先等が記載される。

登録申請書には個人情報が含まれているため、市が指定管理者と施設の管理運営等について必要な事項を定める基本協定書には、「個人情報の保護」や「情報セキュリティ」の条項が規定されている。

基本協定書の個人情報保護に関連する条項の指定管理者の遵守状況を市がどのように確認しているか質問したところ、指定管理者の募集時に質問するのみでそれ以降は特に何もしていないとのことであった。

このような状況において、市は指定管理者に対し、応募時の質問以外に、個人情報の適切な管理のための規程の整備状況の確認や、その運用状況を定期的にモニタリングする必要があると考える。また、情報を流出させる機会自体を減らすために、指定管理者の業務に必要な情報のみにしかアクセスできないよう適切にシステム制限をかける必要がある。また、ログ情報を使って定期的に異常操作の有無を確認することも必要性が高まれば実施すべきであると考えられる。

イ 使用料の区分について（意見）

市の体育施設を利用しようとする者は、教育委員会又は指定管理者制度を導入している施設については指定管理者から利用の許可を得て、体育施設条例に定められた使用料又は利用料金を納付する必要がある。また、都市公園内に設けられ

ている体育施設を利用しようとする者は、市長又は指定管理者制度を適用している施設については指定管理者から利用の許可を得て、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例に定められた使用料を納付する必要がある。

競技場の使用料及び利用料金の区分は、スポーツの場合、スポーツ以外の場合及び営利又は宣伝を目的とする場合の3つに分かれており、使用料及び利用料金に最大18倍という大きな差があるが、現在、当該3つの区分に関して明確な判断基準はないとのことであった。

営利又は宣伝を目的とする場合に区分された場合、使用料又は利用料金の差が最大18倍と大きいので、曖昧な基準では管理運営の基本方針であるサービスの提供の公平な扱いに疑念を持たれる可能性がある。このため、スポーツの場合、スポーツ以外の場合及び営利又は宣伝を目的とする場合について、明確な判断基準を設けることが必要と考える。

ウ 屋外施設夜間照明施設使用料の徴収金額の相違について（意見）

体育施設条例では、テニスコートや運動広場などの屋外施設の夜間照明設備の使用料について定めている。

屋外施設夜間照明施設の利用方法として、平成25年12月までは、手動式とプリペイドカード式の2種類の方法があったが、プリペイドカード機械の生産停止に伴い、平成26年1月からは全てが手動式となった。

ここでプリペイドカード式の場合、使用料の精算はプリペイドカードから1分単位で精算される仕組みとなっていた。体育施設条例では1分でも超過したら使用料の半分から支払う規定となっているため、異なる算定式で計算された使用料が徴収されていたことになる。また、営利又は宣伝を目的として利用する場合、通常の使用料の7倍を徴収する規定となっているが、プリペイドカードでの精算では対応できないため、手動式のように窓口精算となるとのことであった。

今後は、夜間照明施設に限らず、全ての使用料徴収についてプリペイドカード式などの機械を導入する際、条例で定められている金額が正しく徴収できるかどうかを確認することは最低限必要なことである。また、超過時間や営利又は宣伝を目的とする場合の使用料に対応できない機械を導入せざるを得ない場合は、市職員又は指定管理者制度を適用している施設であれば指定管理者に十分に説明し、窓口にて条例に定められたとおりの使用料徴収が行われるようにすべきである。ただし、超過時間や営利又は宣伝を目的とする場合の使用料に対応できない機械を導入せざるを得ない場合で、窓口で差額を徴収できないような場合は、支払方法により著しく不公平にならない範囲であれば、使用料に関する条例自体を変更する方法も合理的であると考えられる。

エ 財産の管理について（指摘）

指定管理者は、指定管理施設の施設及び施設の維持管理に関する業務として、管理運營業務に係る財産を管理する必要があるが、規模の大きい指定管理施設になるとその財産は膨大な量となる。

スポーツ課に管理運營業務に関する財産の貸与に関する具体的な手続を質問したところ、指定管理者が管理業務を開始するに当たって、スポーツ課は市の財産台帳を指定管理者に提供しておらず、また、市の財産台帳と現物が一致することを指定管理者が最初に市の担当者と一緒に確認する手続もとっていないとのことであった。

このため、定期的に市の財産台帳と現物が一致しているかどうかを確認し、差異がある場合はその原因を明らかにし、指定管理者に帰責性があるのかどうか確認する必要があると考える。

また、スポーツ課内においても、担当者ごとに指定管理施設の財産の管理確認方法が異なるようであった。基本的かつ各施設で共通しているようなことについてはマニュアル化を進め、効率的かつ効果的な運用を目指すことが望まれる。